

地方消費税の清算基準に関する論点

○各都道府県ごとの最終消費額の状況

○各種統計の利用方法

○統計カバー率

売上げ関連の統計（商業統計の小売年間販売額及び経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額）を用いる割合（現行：75%）

○統計カバー外の部分に用いる指標

現行（平成29年改正後）：人口17.5%、従業者数7.5%

○より適切に最終消費の分布を表し得る清算基準のあり方

○その他（市町村交付金 等）